

# TSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運營業務委託

## に係るプロポーザル実施要項

### 1 業務名称

TSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運營業務委託

### 2 目的

令和4年度及び5年度に策定した今後の本市の企業誘致の方向性を示す「経済金融・情報通信業企業誘致推進計画及び実行計画」では、「魅力的な名護へ変革」し、「企業を集め」、「事業を創り」、「さらに魅力的な名護へ変革」していくビジネスエコシステムの形成による地場産業発展と持続的成長、魅力的な進出先としての経済金融活性化特別地区の発展を目指していくこととし、スマートシティの推進と連携した取組を本市の企業誘致の特徴としている。

このような本市の取組を全国に発信するとともに、全国のデジタル技術を有する企業を集めた見本市・展示会を開催することで、全国から情報通信関連産業を始めとした様々な産業の企業やその役員又は社員等が来場し、本市への企業進出のきっかけとなることを目的とする。

また、本イベントを通して、市民や北部地域の住民が、全国の最新技術を身近に体感することでスマートシティ推進の機運醸成を図り、関連企業の進出が起りやすい環境を構築するとともに、来場した子どもたちにとっては、将来のまちづくりや、本市に進出する情報通信関連企業等への就職を考えるキャリア教育の一環となることも目的とする。

この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

### 3 本業務の概要

(1) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

(2) 契約上限額：50,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 委託料の上限額を示すものであり、契約額を示すものではない。

※ 協賛金及び参加料（職業体験エリアに係る参加料を徴収する場合は、この金額には含まれない。）は、この金額には含まれない。

※ 展示ブース及び職業体験ブースの出展料を徴収する場合は、各経費の総額（税抜き）から出展料（税抜き）を減額し、その額に消費税率を掛けた額を委託料とする。

(3) 契約期間：契約締結の日から令和9年3月5日(金)まで

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者(共同企業体等の場合は、構成員全員とする。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。なお、企画提案書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 過去5年以内(令和3年4月以降)に国、地方公共団体又は一部事務組合において今回発注予定業務と類似した業務(MICE又は企業誘致等に関するイベントの企画提案及び運營業務委託)を元請けとして受託し、適切に履行した実績を1件以上有する者(共同企業体として参加しようとする場合は、代表者が当該要件を満たすこと。)

なお、過去に共同企業体として受託した業務の実績は、当該共同企業体の代表者として参画したものに限る。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(6) 名護市指名停止等事務処理要綱(平成20年告示第93号)に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(①市県民税(特別徴収・普通徴収)②法人市民税③固定資産税)を滞納していないこと。

(8) 共同企業体に係る留意点

① 共同企業体とはTSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運營業務委託共同企業体協定書(以下「協定書」という。)に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものである。

② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。

③ 申請代表者を定めること(上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。)

④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはで

きない。

## 5 プロポーザルに関する手続

### (1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	日程
案件公表（公告）	令和8年5月8日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月18日（月）12時まで
質問の回答	令和8年5月20日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年5月25日（月）17時まで
参加資格確認結果通知の交付	令和8年5月28日（木）
企画提案書類の提出期限	令和8年6月1日（月）17時まで
プレゼンテーション開催日	令和8年6月4日（木）（予定）
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和8年6月下旬（予定）

### (2) 提出書類

- ① 参加表明書【様式1】
  - ② 会社概要表【様式2】
  - ③ 企画提案提出書【様式3】
  - ④ 業務実績表【様式4】
  - ⑤ 業務執行体制表【様式5】
  - ⑥ 企画提案書【任意様式】
  - ⑦ 参考見積書【任意様式】
  - ⑧ 協賛金に係る参考見積書【任意様式】
  - ⑨ 職業体験エリア参加料に係る参考見積書【任意様式】
  - ⑩ 全部事項証明書又は登記簿謄本
  - ⑪ 各税に関する証明書（写し可）
  - ⑫ 質問書【様式6】※質問がある者のみ
  - ⑬ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
  - ⑭ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
  - ⑮ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ
- ※ 共同企業体等の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。  
（ただし、上記②④⑩⑪については構成企業ごとに提出すること）
- ※ 各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

配布場所：名護市 地域経済部 商工・企業誘致課

担当：金城 竜矢・石川 智也

※ 本市ホームページ内からも入手可。

### (3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。なお、質問書の提出期限を過ぎたもの及び口頭による質問は不可とする。

- ① 受付期間：令和8年5月8日（金）から令和8年5月18日（月）12時まで（必着）
- ② 提出方法：原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。
- ③ 回答方法：質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和8年5月20日（水）までに本市ホームページにて公表する。

### (4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限：令和8年5月25日（月）の17時まで（必着）
- ② 参加表明提出書類：別紙1「参加表明提出書類について」参照
- ③ 提出方法：担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。  
なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※ 担当課窓口による受付は、9時から17時までの間  
（土・日・祝日を除く。）

### (5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日：令和8年5月28日（木）
- ② 交付方法：郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他：参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5

日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、②の提出書類を作成し、①の提出期限までに提出するものとする。

- ① 提出期限：令和8年6月1日（月）の17時まで（必着）
- ② 提出書類：企画提案書類等（※別紙2「企画提案書類等について」参照）

※ 企画提案書は表紙、目次を除き20頁以内とすること。

③ 提出部数

- ・ 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）
- ・ 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）
- ・ 電子データ（企画提案書類一式）
  - ※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。
  - ※ 提出書類ごとにページ番号を1から記載してください。
  - ※ 電子データは、提出書類ごとに個別ファイルとして提出してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。また、電子データはメールにて提出すること。なお、原本、副本及び電子データすべてを①の提出期限までに提出すること。

※ 担当課窓口による受付は、9時から17時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年6月4日（木）とする。
- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。
  - ・ プレゼンテーション：20分
  - ・ 質疑応答：15分
  - ・ 合計：35分
- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションは、モニターに提出した企画提案書を表示して説明しなければならない。なお、使用するパソコン及び企画提案書の電子データ並びにモニター又はプロジェクター及びスクリーンは、本市で準備するが、説明者へ事前に動作確認の機会を与えることとする。

- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

## 6 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価検討は、市が設置した「TSUNAGU CITY 2027 in NAGO 企画提案及び運営業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- ④ 委員会の委員1人につき100点を配点する。また、最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 7 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本要項「3 本業務の概要」における契約上限額を超える金額で見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

## 8 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成 17 年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の 100 分の 10 の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 26 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、市は選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、原則公開するものとする。なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (5) 1 事業者当たりの企画提案は、1 件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式 7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

10 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港二丁目 1 番 1 号  
名護市民会館 2 階  
名護市 地域経済部 商工・企業誘致課 企業誘致係  
担当：金城 竜矢・石川 智也

電話：0980-53-7530

F A X：0980-53-5426

電子メール：[shoukoukiyouyuuchi@city.nago.lg.jp](mailto:shoukoukiyouyuuchi@city.nago.lg.jp)